

# KNC NETWORK NEWS

2018年5月12日 発行

経営一言:しっかりと自分と向き合って、つらいときは忍んで、必死にもがいてやるしかない。  
(大相撲・新小結 遠藤)

一所长コメント:どんな悪天候の時であってもあしたになれば朝が来る。そして、日も昇る。努力を惜しまず頑張っておれば、きっと明るい光がさしてくる。常に辛いことは試練であり修業の時と同じと思えば気も楽になる。-



(有)北野財経システム  
税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島 7-1-26  
オリエンタル新大阪ビル 707号  
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851  
http://kncc.co.jp

## 気になる記事:トヨタ2期ぶり最高益。前期2.4兆円、今期は投資拡大

トヨタ自動車が2018年3月期の連結決算は、純利益が2兆4939億円と前期比で36%増え、中国や欧州で販売が拡大し、円安も追い風となったほか、原価低減も進めた。米国の法人減税の影響で約2500億円の会計上の増益要因も生じた。19年3月期は海外IT大手などとの競争激化をにらんで自動運転など次世代技術への投資を増やす。日本の上場企業としての最高額を記録した。グループの世界販売は1044万台と2%増加。ハイブリット車(HV)需要が拡大している欧州や、高級車ブランド「レクサス」が好調な中国で販売が伸びた。この結果、売上高は6%増、営業利益は2兆3998億円と20%増加。

## 法人形態から「個人成り」へ 《税務》

法人個人事業主に戻る「個人成り」の方法には、会社の「解散・清算」に加え、会社の活動を停止させる「休眠」があります。休眠は解散・清算と違い、清算決算と解散登記の手間や費用が不要で、法人として再出発するときの手続きも必要ないので、将来的に法人成りにする可能性があるのであれば休眠が有効です。

休眠中は、たとえ売り上げがゼロでも、税務申告は必要です。なお12年間登記せずに放置すると、解散することになります。

## 会計帳簿書類の保存期間 《税務》

帳簿書類の保存期間は税法上、確定申告書の提出期限から7年間と決められています。ただし、欠損金が発生した年は保存期間が延び、平成20年4月～30年3月に終了した事業年度なら9年間、平成30年4月以降に終了する事業年度なら10年間保存しなければなりません。

帳簿や書類を決められた期間きちんと残していないと、青色申告が取り消される恐れがあります。消費税の仕入れ税額控除も適用できなくなります。

なお、紙での保存が原則ですが、電子データで保存することも認められています。

保管しなければならないのは、総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳などの「帳簿」と、請求書、領収書、納品書、見積書、決算書(貸借対照表、損益計算書等)、契約書、棚卸表、預金通帳、小切手、手形帳控、振込依頼書などの「書類」です。

## 社員の制服、非課税か課税か 《税務》

従業員に支給または貸与する制服は、給与所得として源泉徴収する必要はありません。従業員が制服の支給で得る経済的利益は、副次的、間接的な利益すなわち「反射的利益」であって、給与所得者の役務提供に対する対価という性格も極めて希薄であるためです。

ただし、いくら会社が「制服」と呼んでいても、税務上も制服と認められるかどうかは実態によるので注意が必要です。実は、非課税となる制服には一定の決まりがあります。その事務服や作業服の貸与・支給が非課税となるためには、①もっぱら勤務する場所で通常の職務を行ううえで着用するもので、私用には着用しないあるいは着用できないものであること、②事務服等の支給または貸与が、その職場に属するものの全員または一定の仕事に従事する者の全員を対象として行われるものであること—が必要になります。

②についてさらに厳格に言えば、着用する者がそれによって、一見して特定の職員又は特定雇用主の従業員であることが判断できるものであることが条件となります。会社から「制服」として支給され、職務の遂行に当たり現に着用されているものであっても、これらの要件を満たさないものは非課税とされる制服には当たりません。たとえば、私服にもなり得る一般的なスーツを支給した場合には、源泉徴収の必要があるということになります。

## フリマアプリ5千億円市場に 電子商取引調査 《経営》

経済産業省は、平成29年度電子商取引に関する市場調査を実施しました。日本国内のBtoC-EC(消費者向け電子商取引)市場規模は、16.5兆円(前年比9.1%増)に拡大。また、平成29年の日本国内のBtoB-EC(企業間電子商取引)は317.2兆円(同9.0%増)に拡大しています。また、EC化率は、BtoC-ECで5.79%(同0.36ポイント増)、BtoB-ECで29.6%(同1.3ポイント増)と増加傾向にあります。さらに個人間EC(CtoC-EC)が急速に拡大、ネットオークション市場規模は、1兆1,200億円(同3.2%増)で、このうちCtoC部分は3,569億円(同3.2%増)でした。また、フリマアプリ市場規模は4,835億円(前年比58.4%増)に急増しており、登場後から僅か5年で5,000億円弱の巨大市場が形成されたこととなります。

平成29年において、日本・米国・中国の3か国間における越境ECの市場規模は、いずれの国の間でも増加。特に、中国消費者による日本事業者からの越境EC購入額は1兆2,978億円(同25.2%増)、米国事業者からの越境EC購入額は1兆4,578億円(同28.2%増)となり、中国消費者の購入額拡大が目立ちます。